

事 務 連 絡  
平成23年7月21日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」に基づく消防庁長官による確認について

「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年消防庁告示第13号。以下「告示」という。)第8条第1項の規定に基づく財団法人消防試験研究センターからの求めを受け、同条第2項の規定に基づき下記のとおり確認しました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

#### 記

財団法人消防試験研究センターが実施する試験が、告示第4条から第7条までに規定する基準に適合するものであること。

検定業務開始日 平成23年9月1日

(連絡先)

消防庁予防課

担 当 : 松浦

T E L : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533